

# 年金払い退職給付に係る財政状況（平成 30 年度末）について

地方公務員共済組合連合会

当連合会では、年金払い退職給付制度に係る財政状況の確認作業として、毎年、国共済と地共済を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額(積立基準額)と実際の積立金額の比較を行っています。これを「財政検証」と呼びます。

この度、平成 30 年度末の財政検証を実施した結果、国共済と地共済を合計した剰余の額は約 234 億円となりました。

なお、詳細については以下のとおりとなっています。

## 1 平成 30 年度末の年金財政状況

年金払い退職給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。年金払い退職給付制度の積立状況を把握するため、当連合会では、毎年、「財政検証」を実施しています。

その結果は以下のとおりです。

(単位：億円)

区分		国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額	A	13,230	3,609	9,621
積立金(簿価ベース)	B	13,464	3,825	9,639
剰余または不足	C = (B - A)	+234	+215	+19

(注)「+」は剰余を表しています。

「積立基準額」は平成 30 年度末に積み立てておくべき金額であり、国共済が 3,609 億円、地共済が 9,621 億円、合計で 13,230 億円となっています。一方、実際の「積立金」は簿価ベースで国共済が 3,825 億円、地共済は 9,639 億円、合計で 13,464 億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が 215 億円の剰余、地共済が 19 億円の剰余、合計で 234 億円の剰余となりました。

## 2 国共済と地共済との間の財政調整の実施

年金払い退職給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の 5 分の 1 (ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。)を拠出することとされています。

平成 30 年度末においては、国共済、地共済とも「剰余」の状態であったため、財政調整拠出金(確定額)は発生しません。

### 《令和 2 年度に拠出する(受け入れる)金額》

平成 30 年度において実施した財政再計算の結果に基づき、令和元年度から令和 5 年度までの間、財政調整拠出金の概算額を 1 年あたり約 2 億円、国共済から地共済へ拠出することとなっています。

そのため、令和 2 年度においては、この概算額の約 2 億円が、国共済から地共済へ拠出される予定です。